

堺市監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

人事委員会事務局

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和5年10月31日）

ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 物品購入について

物品購入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約書における収入印紙

令和5年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務）等）問題作成等業務及び令和5年度堺市職員採用試験（高校卒程度（事務）等）問題作成等業務について、総価契約分の金額と単価契約分の金額（単価に予定数量を乗じた金額）の合計に基づく収入印紙を契約書に貼付しなければならないが、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。

なお、上記業務について、令和2年度以降の契約書においても、同様

のものがあった。

3 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。